

「税を考える週間」の実施 —「知る」から「考える」へ—

国税庁広報広聴官 松崎 也寸志

「税を考える週間」への名称変更

国税庁では、毎年11月11日から17日の間、「税を知る週間」として、納税者意識の高揚、申告納税制度の定着を図る目的で、昭和49年以来、全国的な行事として各種広報施策を行ってきましたが、本年度からその名称を「税を考える週間」に変更して実施します。

週間の変遷

週間の前身は、昭和29年に設けられた「納税者の声を聞く月間」になります。

国税庁発足当時（昭和24年6月）は、第二次大戦後の社会経済の混乱と占領という特殊事情の下にあって、広報事務の重点は租税収入予算額の確保に伴う納税者の不平、不満を解消し、国民の税務行政に対する支持を得ることに置かれました。その後、申告納税制度も徐々に安定し、所得税の納税者のほとんどについて更正・決定を行うという状況から脱して、更正決定件数は大幅に減少するなど税務を取り巻く環境も漸次落ち着いてきました。そこで、広報事務の重点も納税思想の啓蒙高揚と、申告、納税等の期限の周知に置くこととし、昭和29年に、納税者の声を税務行政に反映するため、「納税者の声を聞く月間」を設けました。

「納税者の声を聞く月間」では、税務全般的

な項目を対象に行事を展開しましたが、昭和31年には苦情相談を重点項目とし、期間を月間から旬間とする「納税者の声を聞く旬間」に改めました。



▲昭和32年「納税者の声を聞く旬間」のポスター

「税務行政に対する納税者の意見や要望を広く積極的に聞き、各種の行事を通じて納税者との相互信頼をより深め、納税者にとって近づきやすい税務署というイメージをつくり、納税意識の高揚を図ること」を目的に20年間継続して実施してきた「納税者の声を聞く旬間」ですが、①申告納税制度がようやく定着する段階に移りつつあること、②税務相談体制の整備に伴いその活用度も高まりつつあること等を踏まえ、一般的な見直しを行うこととし、広報宣伝の専門家や関係民間団体等の方々から意見を伺い検討

した結果、「税を知る週間」に改称し毎年同じ時期（11月11日～17日）に行うことになりました。

「週間」の実施に当たっては、

①税を社会全体の役割の中で捉

える見地から、

給与所得者や主婦、学生等を含めた幅広い「国民各層」が税のよき理解者、協力者であるべきことを改めて認識し、広報広聴の対象とする、
②各種の施策を通じて、単に「声を聞く」という受身の姿勢だけではなく、積極的に税の重要性、執行の公平性、税務相談や不服審査の活用方法等を広報することとしたものです。

その後、施策内容を適宜見直し、昭和56年には、「週間」の行事は全国的に統一テーマの下に実施するのが効果的であるとして、昭和54年の「中学生の税の標語」募集で長官賞を受賞した標語「この社会あなたの税が生活している」をメインテーマとして実施しました。平成元年には、消費税の定着を図るために「暮らしと税」をテーマ（平成2年からは「暮らしを支える税」）に、また、「この社会あなたの税が生活している」を国税庁標語として引き続き使用することになりました。

また、昭和58年度には「週間」10周年記念行事としてシンボルマークを募集し、最優秀作を以降「週間」のシンボルマークとして使用しています。



▲昭和49年「税を考える週間」のポスター



何故、今名称変更なのか

昭和49年に「税を知る週間」がスタートして30年が経過した今日、わが国経済社会の構造は大きく変化しており、また、財政は国・地方を通じて極めて厳しい状況にあります。

平成14年6月に報告された税制調査会の「あるべき税制の構築に向けた基本方針」や平成14年11月の「平成15年度における税制改革の答申—あるべき税制の構築に向けて—」などを受けて、例えば、男女共同参画社会の進展や雇用慣行の変化等によるライフスタイルの多様化、少子・高齢化の進展といった構造変化への対応として、配偶者特別控除（上乗せ部分）の廃止〔15年度改正〕や年金課税の適正化〔16年度改正〕が図られています。また、税制に対する信頼性、透明性の向上の観点から、消費税の中小事業者に対する特例措置の見直し（事業者免税点制度の適用上限及び簡易課税制度の適用上限の引き下げ）や総額表示の義務付け等〔15年度改正〕も行われ、さらに資産活用を促進するための改正や、研究開発を促進するための投資減税といった様々な税制改正が行われています。

税は経済社会を支える重要なインフラストラクチャー（基盤）であり、それと同時に、その時々々の経済社会構造を基礎として構築されるもので、経済社会を映し出す「鏡」でもあると言われています。

今後ますます進展する少子・高齢社会に対応し、必要な公的サービスを賄うための財源として、税が果たす役割は一層重要となります。

納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現することを使命とする国税庁は、租税教育をはじめ、租税制度から租税収入状況まで幅広く伝える広報活動、納税者が必要とする情報の提供など、あらゆる納税者サービスの

充実を図り、納税者が納税義務を理解し、実行することを支援しなければなりません。今般、広報広聴事務が当局と納税者のコミュニケーションとして重要な役割を担うとの観点から、「分かりやすい広報」に努め、「広聴の充実」を図るなど、そのあり方全体を見直したところです。

財政健全化が焦眉の急とされ、国民一人一人が受身ではなく、自ら税について真剣に考えていただく必要があると思われます。人口減少社会の中での高齢化の進展というわが国の将来を見据えますと、国税庁としても「週間」など通じて、単に税を「知る」だけでなく、国民一人一人がより能動的に税の仕組みや目的などを「考え」、国の基本となる税の意義・役割に対する理解を深めていただくことが重要であると考えます。さらには、わが国をどのようにして支えていくのか、公共サービスと負担をどのように選択するかについても「考え」ていただくよう呼びかけていく必要があります。そこで、その趣旨を明確にするために、本年度から「税を考える週間」に改称したわけです。

「税を考える週間」における広報広聴施策

「週間」の実施に当たっては、国民各層を対象に、国税庁、国税局、税務署が役割分担を明確にし、一体となって、税の意義や役割、税務行政の現状など、税について考えてもらうための情報をITやマスメディア、各種行事を通じて提供するとともに、「考え」ていただいた結果としてのご意見ご要望を把握するため、「広聴の充実」を図ります。

「高齢社会を支える税」をテーマとして税情報を提供するとともに、「改正消費税法の周知」と「e-Tax（国税電子申告・納税システム）の

普及」を重点項目として広報することとしています。

具体的には、国税庁ホームページに特集コーナーを設けるほか、テレビ・ラジオ番組での放送、新聞・雑誌への広告記事掲載、学校内掲示新聞を作成して小・中学校へ送付、新聞紙上座談会を開催するなどの広報活動を行うこととしています。

なお、新聞・雑誌広告には、女優の仲間由紀恵さんを起用します。

また、広聴の充実を図るため、ネットアンケートの実施や国税モニター座談会、新聞紙上座談会といった各種の意見交換会を行い、ご意見ご要望の把握に努めることとしています。

さらに、関係民間団体にも協力をいただき、各地で講演会や座談会、市民まつりへの参加出展、無料税務相談、税の作文や書道など作品展の開催等、様々な行事が行われます。



改正消費税法の周知

本年度の週間における重点広報項目の一つとして「改正消費税法の周知」を掲げています。

これは、平成15年度の税制改正で、消費税の事業者免税点制度の適用上限が課税売上高3千万円から1千万円に引き下げられるなどの改正が行われているためです。

この改正により、個人の事業者の方については、基準期間（平成15年分）の課税売上高が1千万円を超えると新規の課税事業者として、平

成17年分から申告、納税していただく必要があり、課税事業者届等の各種届出書の提出や平成17年1月から申告のための記帳等を行っていただく必要があります。

例えば、サラリーマンの方でも多額の原稿料収入を得ている方やインターネットのオークションで収入を得ている方、プロスポーツ選手の方なども新規の課税事業者になる可能性があります。また、今までは利益（所得）がなく所得税の確定申告の必要がなかった方も、基準期間の課税売上高が1千万円を超えますと利益（所得）の有無にかかわらず、消費税の確定申告と納税が必要になってきます。

今般の消費税法の改正は、消費税に対する国民の信頼性や制度の透明性を向上させる観点から行われたものであり、改正内容について事業者はもちろん、広く消費者の方々に知っていただく必要があることから、改正消費税法の周知を重点項目として「週間」でも広報していくこととしたものです。

e-Taxの普及

e-Taxは、申告や納税をオンラインで行えるシステムで、ITの活用による行政手続の簡

素化、効率化を目指す電子政府構築計画の一環として、開発に取り組んできたものです。平成16年2月から名古屋国税局において運用を開始し、本年6月からサービスの提供地域を全国に拡大したところです。

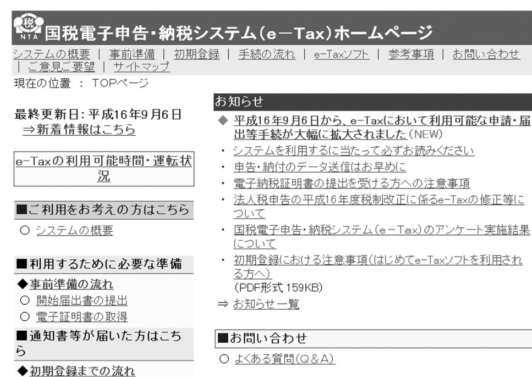
「週間」を通じて、このシステムの普及を図るよう広報していきたいと考えています。

おわりに

わが国の財政は、毎年多くの公債発行により、平成16年度末の公債残高は約483兆円に上ると見込まれており、国民一人当たりになると約380万円の借金をしているということで、極めて厳しい状況にあります。

是非、「週間」を機会に、職場や家庭で、国税庁ホームページなどを活用していただき、国を支える税について考えていただきたいと思います。

なお、国税庁では、児童・生徒向けに、税のしくみや役割、使いみちなどを分かりやすく説明したビデオやCD-ROMを数多く用意し、各税務署において無料で貸し出しておりますので、併せてご利用いただきたいと思います。



▲ e-Tax のホームページ



▲ 租税教育用ビデオ